

自己点検シート_08 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業所名	延寿荘 短期入所生活介護事業所
点検者職・氏名	生活相談員・白井 智子
点検年月日	令和8年 7月 25日

○各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」、該当しないものは「該当なし」にチェックをしてください。

○「都道府県知事」は「市長」に、「都道府県」は「市町村」に読み替えて下さい。

○「Ⅰ基本方針からⅤ変更の届出」までは、別に定める場合を除き、居宅サービス及び介護予防サービス共通とします。その際、介護予防サービスにおいては要介護を要支援に、短期入所生活介護を介護予防短期入所生活介護に、居宅サービス計画を介護予防サービス計画に、居宅介護支援事業者を介護予防支援事業者に変更し、それぞれ読み替えてください。

○質「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質に関する事項を指します。

○体制「●」は、運営指導において確認を行う、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項を指します。

○根拠条文について、下記のとおり記載しています。基準・・・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」
 予防基準・・・「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」平11老企25・・・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
 平12厚告19・・・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
 平18厚労告127・・・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
Ⅰ 基本方針									
		1	基本方針 要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。	基準 第120条	・ 運営規程	☒	☐	☐	
		(介護予防)	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	予防基準 第128条		☒	☐	☐	
Ⅱ 人員基準									
			【医師】 1人以上となっていますか。	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項	・ 勤務表 ・ サービス記録 ・ 職員名簿、雇用契約書 ・ 資格を確認する書類 ・ 就業規則 ・ 賃金台帳等 ・ 利用者数がわかる書類	☒	☐	☐	
			【生活相談員】 常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項		☒	☐	☐	
			生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・社会福祉主事任用資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者が配置されていますか。			【前年度の平均値】 * 前年度とは毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度 * 計算式 前年度の全利用者等の延数÷前年度の日数	☒	☐	☐
			【介護職員又は看護職員】	基準 第121条 第1項					

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●	2	従業者の員数	常勤換算方法で、利用者の数【前年度の平均値】が3又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。	予防基準 第129条第1項	(小数点第2位以下を切り上げ)	☒	☐	☐
			【栄養士】 1人以上配置していますか。 ※利用定員（介護予防を含む）が40人を超えない事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効率的な運営を期待することができる場合であつて利用者の処遇に支障がないときは、配置しなくても差し支えありません。	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項		☒	☐	☐
			【機能訓練指導員】 1人以上配置していますか。	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項	・ 職員勤務表	☒	☐	☐
			機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者（※）が配置されていますか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項	・ 免許証等写	☒	☐	☐
●	3	従業者の員数	【調理員その他の従業者】 実情に応じた適当数となっていますか。	基準 第121条 第1項 予防基準 第129条第1項	・ 職員勤務表	☒	☐	☐
			【利用者の数】 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。 ※新規に指定を受けた場合は、推定数としていますか。	基準 第121条 第3項 予防基準 第129条第3項		☒	☐	☐
			空床利用事業所においては、本体施設に必要とされる数の従業者が確保されていますか。	基準 第121条 第2項 予防基準 第129条第2項		☒	☐	☐
			併設事業所においては、併設本体施設に必要とされる数の従業者に加えて、上記の短期入所生活介護従業者を確保していますか。	基準 第121条 第4項 予防基準 第129条第4項		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			生活相談員のうち1人以上、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤となっていますか。 ※利用定員が20人未満である併設事業所の場合、この限りではありません。 なお、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保すること。	基準 第121条 第5項 予防基準 第129条第5項		☒	☐	☐
	●	4 管理者	常勤・専従（※）の管理者を置いていますか。 （※管理上支障がない場合は、他の職種等を兼務することができる。） → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無 （ 有 ・ 無 ） ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 （ ） ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間当たりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ）	基準 第122条 予防基準 第130条	・勤務表	☒	☐	☐

Ⅲ 設備基準

		5 利用定員等	利用定員を20人以上としていますか。 ※併設事業所の場合は、利用定員が20人未満でも差し支えありません。	基準 第123条 予防基準 第131条		☒	☐	☐
			指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物となっていますか。 ※利用者の生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物とすることができます。	基準 第124条第1項 予防基準 第132条第1項 建築基準法 第2条	（目視により確認）	☒	☐	☐
			上記にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません。 1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。	基準 第124条第2項 予防基準 第132条第2項 建築基準法 第2条 消防法		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		6 設備及び備品等	3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。					
			次に掲げる設備を設けるとともに、サービス提供のために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ※ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えありません。 1 居室(指定短期入所生活介護の事業専用のものに限る) 2 食堂 3 機能訓練室 4 浴室 5 便所 6 洗面設備 7 医務室 8 静養室 9 面談室 10 介護職員室 11 看護職員室 12 調理室 13 洗濯室又は洗濯場 14 汚物処理室 15 介護材料室	基準 第124条 第3項 予防基準 第132条第3項		☒	☐	☐
			※併設事業所の場合は、併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、併設事業所の利用者及び併設本体施設の入所者等の処遇に支障がないときは、併設本体施設の1から15に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供しても差し支えありません。	基準 第124条 第4項 予防基準 第132条 第4項				
			【居室】 一の居室の定員は4人以下となっていますか。			☒	☐	☐
			利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上となっていますか。			☒	☐	☐
			日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮していますか。			☒	☐	☐
			【食堂及び機能訓練室】 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを確保し、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上となっていますか。 ※食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できていれば、同一の場所とすることができます。	基準第124条 第6項 予防基準 第132条第6項		☒	☐	☐
			【浴室】 要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。			☒	☐	☐
			【便所】					

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
●		6	設備及び備品等	要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。			☒	☐	☐
				【洗面設備】 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。			☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			次の構造設備の基準を満たしていますか。 廊下幅は1.8メートル以上となっていますか。 ※ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっていますか。 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。 階段の傾斜を緩やかにしていますか。 消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けていますか。 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けていますか。 ※ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。	基準 第124条 第7項 予防基準 第132条第7項		☒	☐	☐
						☒	☐	☐
						☒	☐	☐
						☒	☐	☐
						☒	☐	☐

IV 運営基準

●	7	内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※利用者のサービス選択に資すると認められる事項等 ○運営規程の概要 ○従業者の勤務体制 ○事故発生時の対応 ○苦情処理の体制 ○提供するサービスの第三者評価の実施状況	基準 第125条 第1項 予防基準 第133条第1項	・重要事項説明書 ・利用申込書（契約書等） ・同意に関する記録	☒	☐	☐
	8	指定短期入所生活介護の開始及び終了	次のいずれかの理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供していますか。 ①利用者の心身の状況 ②利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等。 ③利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る。 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、利用者に対し提供の開始前から終了後まで必要な援助に努めていますか。	基準 第126条 第1項 予防基準 第134条第1項	・運営規程	☒	☐	☐
				基準 第126条 第2項 予防基準 第134条第2項	・利用者に関する記録	☒	☐	☐
	9	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービス提供を拒否していませんか。 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していませんか。	基準 第9条 予防基準 第49条の3	・要介護度の分布がわかる資料	☒	☐	☐
	10	サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに行っていますか。	基準 第10条 予防基準 第49条の4		☒	☐	☐
●	11	受給資格等の	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。	基準 第11条	・利用者に問オス記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当
		確認	被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	予防基準 第49条の5	利用者に関する記録	☐	☐	☒
		12 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。	基準 第12条 予防基準 第49条の6	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
			居宅介護支援を受けていない等の場合には、要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。			☐	☐	☒
●		13 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準 第13条 予防基準 第49条の7	・利用者に関する記録 ・サービス担当者会議の要点	☒	☐	☐
		14 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	法定代理受領の対象となっていない場合は、利用申込者又はその家族に対し、次のような法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行っていますか。 ①居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること。 ②居宅介護支援事業所者に関する情報を提供 ③その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	基準 第15条 予防基準 第49条の9	・援助に関する記録	☐	☐	☒
●		15 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準 第16条 予防基準 第49条の10	・居宅サービス計画書 ・週間サービス計画表 ・短期入所生活介護計画書	☒	☐	☐
●		16 サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面又はサービス利用票等に記録していますか。	基準 第19条第1項 予防基準 第49条の13第1項	・サービス提供票、別表 ・業務日誌 ・サービス計画書	☒	☐	☐
			介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。	基準 第19条第2項 予防基準 第49条の13第2項		☒	☐	☐
			法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準 第127条第1項 予防基準第135条第1項	・サービス提供票、別表 ・領収書控	☒	☐	☐
			法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	基準 第127条第2項 予防基準 第135条第2項		☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		17 利用料等の受領	上記の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払いを受けていませんか。 ①食費 ②滞在費 ③利用者が選定する特別な居室の提供に係る費用 ④利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用 ⑤送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。） ⑥理美容代 ⑦指定短期入所生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要とされる費用であって、利用者負担とすることが適当な費用	基準 第127条第3項 予防基準 第135条第3項		☒	☐	☐
			上記に掲げるサービスの内容及び費用については、あらかじめ、利用者又はその家族に文書を交付して説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	基準 第127条第5項 予防基準 第135条第5項		☒	☐	☐
			サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	介護保険法 第41条 第8項	・領収書控	☒	☐	☐
			上記の領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法 施行規則 第65条	・領収書控	☒	☐	☐
		18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。	基準 第21条 予防基準 第50条の2	・サービス提供証明書控	☐	☐	☒
●		19 指定短期入所生活介護の取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行っていますか。	基準 第128条 第1項	・利用者に関する記録 ・処遇に関する日誌	☒	☐	☐
			相当期間以上（※）継続して入所する利用者については、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 ※概ね4日以上連続して利用する場合	基準 第128条 第2項	・短期入所生活介護計画書	☒	☐	☐
			サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準 第128条 第3項	・短期入所生活介護計画書 ・行事、日課予定表	☒	☐	☐
			サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	基準 第128条 第4項 予防基準 第136条 第1項	・処遇に関する記録 ・身体的拘束等に関する記録	☒	☐	☐
			《身体拘束禁止の対象となる具体的行為》 身体拘束ゼロへの手引きより ①徘徊をしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。					

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			サービス提供に当たって、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録していますか。	基準 第128条 第5項 予防基準 第136項 第2項	・ 身体的拘束等に関する記録	☒	☐	☐
			管理者及び従業者は身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。そのために、管理者は研修等に参加し、又は従業者を参加させるなど意識啓発に努めていますか。	H13老発155の2, 3	・ 研修等に関する記録	☒	☐	☐
			管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。	H13老発155の3, 5		☒	☐	☐
			《改善計画に盛り込むべき内容》 ①事業所内の推進体制 ②介護の提供体制の見直し ③「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④事業所の設備等の改善 ⑤事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥利用者の家族への十分な説明 ⑦身体拘束廃止に向けての数値目標					
		19 指定短期入所生活介護の取扱方針	事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に定めるところにより措置を講じていますか。 【R7.3.31までは努力義務】 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	基準 第128条第6項 予 防基準 第136条第3項	・ 指針 ・ 検討委員会の会議録 ・ 研修記録	☒	☐	☐
			自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準 第128条 第7項	・ 自己評価基準等	☒	☐	☐
		20 (指定介護予防短期入所生活介護の基本的取扱方針)	利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	予防基準 第143条第1項	・ 利用者に関する記録 ・ 処遇に関する日誌	☒	☐	☐
			自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	予防基準 第143条第2項		☒	☐	☐
			利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	予防基準 第143条第3項		☒	☐	☐
			利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。	予防基準 第143条第4項		☒	☐	☐
			利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけていますか。	予防基準 第143条第5項		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
●		21 短期入所生活介護計画の作成	管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議のうえ、具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。	基準 第129条 第1項 予防基準 第144条	・ 短期入所生活介護計画書	☒	☐	☐
			短期入所生活介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。	基準 第129条 第2項 予防基準 第144条	・ 居宅サービス計画書	☒	☐	☐
			管理者は、短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。	基準 第129条 第3項 予防基準 第144条		☒	☐	☐
			管理者は、短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。	基準 第129条 第4項 予防基準 第144条		☒	☐	☐
			居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	平11老企25 第3/ハ3(5)⑤ 第4三6(2)④		☒	☐	☐
		22 (指定介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱方針)	サービス提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	予防基準 第144条	・ 利用者に関する記録 ・ 処遇に関する日誌	☒	☐	☐
●		23 介護	介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	基準 第130条 第1項 予防基準 第145条第1項	・ 短期入所生活介護計画書 ・ 利用者台帳	☒	☐	☐
			1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。	基準 第130条 第2項 予防基準 第145条第2項	・ 入浴記録 ・ 利用者台帳	☒	☐	☐
			利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。	基準 第130条 第3項 予防基準 第145条第3項	・ 利用者に関する記録	☒	☐	☐
			おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。	基準 第130条 第4項 予防基準 第145条第4項	・ 利用者に関する記録	☒	☐	☐
			上記のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	基準 第130条 第5項 予防基準 第145条第5項	・ 利用者に関する記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	基準 第130条 第6項 予防基準 第145条第6項	・ 職員勤務表	☒	☐	☐
			利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	基準 第130条 第7項 予防基準 第145条第7項	・ 勤務に関する記録	☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		24 食事の提供	栄養状態並びに摂食・嚥下機能その他の利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供していますか。	基準 第131条 第1項 予防基準 第146条第1項	・ 献立表 ・ 嗜好に関する調査 ・ 残食の記録	☒	☐	☐
			利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。	基準 第131条 第2項 予防基準 第146条第2項		☒	☐	☐
			調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	平11老企25 第3の八の3の (7)の②		☒	☐	☐
			夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっていますか。	平11老企25 第3の八の3の (8)の③		☒	☐	☐
			食事の提供に関する業務は事業者自ら行っていますか。委託する場合は、食事の提供に関する業務の委託について適切に行われていますか。	平11老企25 第3の八の3の (8)の④	・ 業務委託の場合、契約書	☒	☐	☐
			利用者の嚥下・咀嚼機能、食欲など心身の状態等を食事に反映させるため、居宅関係部門と食事関係部門との連携が取られていますか。	平11老企25 第3の八の3の (8)の⑤		☒	☐	☐
			栄養食事相談を行っていますか。	平11老企25 第3の八の3の (8)の⑥	・ 相談に関する記録	☒	☐	☐
			食事の内容については、事業所の医師又は栄養士を含む会議において検討を行っていますか。	平11老企25 第3の八の3の (8)の⑦	・ 検討に関する会議記録	☒	☐	☐
		25 機能訓練	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	基準 第132条 予防基準 第147条	・ 訓練に関する記録	☒	☐	☐
		26 健康管理	医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。	基準 第133条 予防基準 第148条	・ 看護に関する記録 ・ 利用者に関する記録	☒	☐	☐
		27 相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	基準 第134条 予防基準 第149条	・ 利用者に関する記録 ・ 相談に関する記録	☒	☐	☐
		28 その他のサービスの提供	教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。	基準 第135条第1項 予防基準 第150条第1項	・ 事業計画（報告）書	☒	☐	☐
			常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。	基準 第135条第2項 予防基準 第150条第2項	・ 利用者に関する記録	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		29 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。 ①正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準 第26条 予防基準 第50条の3	・市町に送付した通知に係る記録	☐	☐	☒
	●	30 緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡など必要な措置を講じていますか。 当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	基準 第136条 予防基準 第137条 平11老企25 第3/ハ 3(12)②	・利用者に関する記録 ・契約書	☒	☐	☐
		31 管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理は、管理者により一元的に行われていますか。また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	基準 第52条 予防基準 第52条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務報告書 ・業務日誌等	☒	☐	☐
	●	32 運営規程	指定短期入所生活介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員（第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） ④指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の送迎の実施地域 ⑥サービス利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項	基準 第137条 予防基準 第138条	・運営規程	☒	☐	☐
	●	33 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。 併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成していますか。 ただし、空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームについては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えありません。 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 短期入所生活介護従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。 その際、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	基準 第101条 平11老企25 第3/ハ3 (20)イ 基準 第101条第2項 基準 第101条第3項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 (原則として月ごと) ・勤務表 ・勤務表 ・雇用契約書 ・研修受講修了証明書 ・研修計画、出張命令 ・研修会資料	☒	☐	☐
						☒	☐	☐
						☒	☐	☐
						☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	基準 第101条第4項		☒	☐	☐
	●	34 業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていますか。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	基準 第30条の2 予防基準 第53条の2の2	・業務継続計画 ・研修・訓練記録	☒	☐	☐
	●	35 定員の遵守	利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていませんか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 静養室において短期入所生活介護を行っている場合は、次の全ての要件を満たしていますか。 ①利用者の状況や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた者が対象である。 ②居室サービス計画に位置づけられていない。 ③当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない。 ④7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とする。 ⑤事業所の利用定員を超える利用者数は、利用定員40人未満の場合は1人、40人以上の場合は2人までとする。	基準 第138条第1項 予防基準 第139条第1項 基準 第138条第2項 予防基準 第139条第2項 平11老企25 第3/83(15)	・利用者名簿 ・運営規程	☒	☐	☐
	●	36 非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	基準 第103条 予防基準 第120条の4	・消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画 ・避難訓練等の実施記録 ・備蓄品	☒	☐	☐
			利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言・指導を求めるとともに、密接な連携を図っていますか。 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、別途発出されている通知に基づき、適切な措置を講じていますか。	基準 第104条 予防基準 第139条の2 平11老企25第3の六の3の(8)	・水質検査等の記録 ・受水槽、浴槽の清掃記録 ・衛生管理マニュアル等 ・研修等参加記録 ・指導等に関する記録 ・感染症対策マニュアル等	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
	●	37 衛生管理等	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 ①当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。 ②当該指定短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該指定短期入所生活介護事業所において、短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。			☒	☐	☐
					・ 議事録等	☒	☐	☐
					・ 感染症の予防及びまん延防止指針	☒	☐	☐
					・ 研修、訓練の記録	☒	☐	☐
		38 掲示	事業所の利用者から見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は閲覧に供していますか。 また、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	基準 第32条 予防基準 第53条の4	・ 法人のホームページ等 ・ 情報公表システム	☒	☐	☐
	●	39 秘密保持等	従業者及び管理者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を書面により得ていますか。	基準 第33条 予防基準 第53条の5	・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 利用者及び家族の同意書	☒	☐	☐
	●	40 広告	広告内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準 第34条 予防基準 第53条の6	・ 広告物	☒	☐	☐
		41 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準 第35条 予防基準 第53条の7		☒	☐	☐
	●	42 苦情処理等	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数：月 1件程度 苦情相談窓口の設置：有 無 相談窓口担当者：中村一晴美 苦情相談を受けたことがある場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。	基準 第36条 予防基準 第53条の8	・ 運営規程 ・ 苦情に関する記録 ・ 苦情対応マニュアル ・ 苦情に対する対応結果記録 ・ 指導等に関する改善記録 ・ 市町への報告記録 ・ 国保連からの指導に対する改善記録 ・ 国保連への報告書	☒	☐	☐
						☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		43	地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	基準 第36条の2 予防基準 第53条の9		☒	☐	☐
		44	地域等との連携	事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。	基準 第139条 予防基準 第140条	・地域交流に関する記録	☒	☐	☐
	●	45	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。 【令和9年3月31日までの間は努力義務】	基準第139条の2 予防基準第140条の2	・委員会の開催状況がわかるもの（議事録等）	☒	☐	☐
	●	46	事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や措置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去一年間の事故事例の有無： ☒ 有 ☐ 無 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入： ☒ 有 ☐ 無 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	基準 第37条 予防基準 第53条の10	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・損害賠償関係書類 ・事故再発防止検討記録	☒	☐	☐
		47	会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準 第38条 予防基準 第53条の11	・会計関係書類	☒	☐	☐
	●	48	虐待の防止	当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む）を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に周知徹底していますか。 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。 短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。 上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	基準 第37条の2 予防基準 第53条の10の2	・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況がわかるもの（議事録等） ・虐待の防止のための指針 ・研修記録 ・担当がわかるもの	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		49 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準 第139条 の3第1項 予防基準 第141条第1項	・職員名簿、設備台帳 ・会計関係書類	☒	☐	☐
			次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、規則に定める日から2年間保存していますか。 ①短期入所生活介護計画書 （計画期間の終了日から） ②提供した具体的なサービス内容等の記録 （計画期間の終了日から） ③身体的拘束等に関する記録 （対応終了日から） ④市町村への通知に係る記録 （対応終了日から） ⑤苦情の内容の記録（対応終了日から） ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（対応終了日から）	基準 第139条 の3第2項 予防基準 第141条第2項	・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供記録 ・身体的拘束等に関する記録 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情の記録 ・事故の記録	☒	☐	☐
		50 共生型（介護予防）短期入所生活介護の基準	短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者において指定短期入所を提供する事業者に限る。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次の(1)～(3)に掲げるとおりとなっていますか。	基準 第140条の14		☐	☐	☒
			介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次の(1)～(3)に掲げるとおりとなっていますか。	予防基準 165条		☐	☐	☒
			(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上となっていますか。	基準 第140条の14 1 項1号 予防基準 165条1項1号		☐	☐	☒
			(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上となっていますか。	基準 第140条の14 1 項2号 予防基準 165条1項2号		☐	☐	☒
			(3) 共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。	基準 第140条の14 1 項3号 予防基準 第165条1項3号		☐	☐	☒
V 変更の届出等								
		51 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を都道府県知事に届け出ていますか。	介護保険法第75条 第1項、第115条 の5第1項	・届出書類の控	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
VI-1 介護給付費関係								
		52 基本的事項	指定短期入所生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。 ただし、短期入所生活介護事業者が事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都道府県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。	平12厚告19一	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐
			指定短期入所生活介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告19二		☒	☐	☐
			1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平12厚告19三		☒	☐	☐
		53 短期入所生活介護費 【単独型】	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の一のイの（1）を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	平12厚告19別表8イ注1	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☐	☐	☒
						☐	☐	☒
						☐	☐	☒
		54 短期入所生活介護費 【併設型】	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の一のロの（1）を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。	平12厚告19別表8イ注1	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐
						☐	☐	☒
						☐	☐	☒
		55 短期入所生活介護費 【共生型居宅サービス】	併設型の短期入所生活介護費について、共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。 項番1, 4, 7～49が該当	平12厚告19別表8イ注6	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準（※）を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平12厚告19 別表8 イ注3	- 介護記録 - 利用者に関する記録 - 身体拘束に関する記録 - 介護給付費請求書 - 介護給付費明細書	☐	☐	☒
		(※) 指定居宅サービス等基準第128条第5項及び第6項に規定する基準				☐	☐	☒
	56	第128条第5項	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			☐	☐	☒
		第128条第6項	身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること			☐	☐	☒
	57	高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平12厚告19 別表8 イ注4	- 虐待のための対策を検討する委員会議事録 - 虐待の防止のための指針 - 研修の記録	☐	☐	☒
	58	業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	平12厚告19 別表8 イ注5	- 感染症に係る業務継続計画 - 災害に係る業務継続計画	☐	☐	☒
	59	生活相談員配置等加算	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において「短期入所生活介護費（共生型サービス）」を算定している場合は、1日につき13単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 イ注7	- 短期入所生活介護計画書 - 介護給付費請求書 - 介護給付費明細書 - サービス提供票、別表	☐	☐	☒
		※別に厚生労働大臣が定める基準						
		イ 生活相談員を1名以上配置していること。					☐	☒
		ロ 地域に貢献する活動する活動を行っていること。					☐	☒
		生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次の掲げるその他の加算は算定しない。 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	平12厚告19 別表8 イ注8	- 短期入所生活介護計画 - 興味、関心チェックシート - 個別機能訓練計画書 - 居宅訪問チェックシート	☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を加算していますか。			☐	☐	☒
	60	(1)生活機能向上連携加算(I) ※いずれにも適合すること	①指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法〔昭和23年法律第205号〕第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者「以下「機能訓練指導員等」という。以下同じ。）が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
		(2)生活機能向上連携加算(II) ※いずれにも適合すること	④指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 ⑤個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ⑥④の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
	61	機能訓練指導員加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所については、1日につき12単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 イ注9	・職員勤務表	☐	☐	☒
		個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、1日につき56単位を加算していますか。 ※機能訓練の実施日に算定	平12厚告19 別表8 イ注10	・短期入所生活介護計画 ・興味・関心チェックシート ・個別機能訓練計画書 ・居宅訪問チェックシート	☐	☐	☒
		専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等(※1)を1名以上配置していること。 ※機能訓練指導員加算の常勤専従の機能訓練指導員との兼務はないこと。				☐	☐	☒
		機能訓練指導員等(※2)が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状態を重視した個別機能訓練計画を作成していること。				☐	☐	☒
		個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。				☐	☐	☒
		機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。				☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		62	※1 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）をいう。 ※2 機能訓練指導員等とは、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者をいう。 ① 短期入所生活介護事業所を計画的又は、期間を定めて利用する者に対するもので、在宅生活の継続支援を評価する加算のため、通所介護の設備を利用する長期宿泊者は加算の対象とならない。 ② 理学療法士等から直接訓練を受けた利用者のみ算定対象となる。 ③ 利用者ごとに目標、実施時間、実施方法等を内容とする計画を他職種が共同して作成すること。また、個別機能訓練計画に基づいて行った訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行うこと。 ④ 身体機能そのものの回復を主たる目的とするものではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施すること。 ⑤ 目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定し、利用者の意欲向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど、可能な限り、具体的かつ分かりやすい目標とすること。 ※ 具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標（一人で入浴できるようになりたい等）を設定の上、この目標を達成するための訓練を実施すること。 ＜サービス内容の留意点＞ ⑥ 利用者に対して個別に（類似の目標をもち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団に対してでも可）、機能訓練指導員が直接行うこと。 ※ 必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。 ※ 効果的な実施のため、概ね週1回以上の実施を目安とすること。 ⑦ 開始時に機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し、多職種協同で個別機能訓練計画を作成した上で実施すること。 その後3ヶ月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況を説明（テレビ電話を活用して行うものを含む。）し、記録し、訓練内容の見直しを行うこと。 ※ 評価内容や目標の達成度合いについて、担当の介護支援専門員に適宜報告・相談すること。 必要に応じて利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。 ⑧ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧が可能であるようにすること。 ⑨ 機能訓練指導員加算を算定している場合であっても、別途個別機能訓練加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算を算定できるが、この場合にあっては、機能訓練指導員加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算に係る機能訓練指導員の配置が必要である。 ※「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号・老老発0316第2号）を参照					
		看護体制加算	厚生労働大臣が定める施設基準に該当しているものとして都道府県知事に届け出た事業所については、施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次の単位数を加算していますか。（ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロは算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロは算定しない。） (1) 看護体制加算（Ⅰ） 4単位 (2) 看護体制加算（Ⅱ） 8単位 (3) 看護体制加算（Ⅲ）イ 12単位 (4) 看護体制加算（Ⅲ）ロ 6単位 (5) 看護体制加算（Ⅳ）イ 23単位 (4) 看護体制加算（Ⅳ）ロ 13単位	平12厚告19 別表8 イ注11	・職員勤務表 ・連携体制に関する資料	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
63		看護体制加算 (Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 常勤の看護師を1名以上配置していること。 ※本体施設との兼務不可 ※看護師専従であることが望ましい。			☐	☐	☒
			(2) 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。			☐	☐	☒
		看護体制加算 (Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(3) 看護職員の数に次掲げる基準に適合すること。			☐	☐	☐
			ア 事業所(空床利用の特別養護老人ホームを除く。)の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。※機能訓練指導員を兼務する場合は、機能訓練指導員としての勤務時間を除く。			☐	☐	☒
			イ 事業所が空床利用の特別養護老人ホームである場合は、当該特別養護老人ホームの看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数(指定短期入所生活介護の利用者の数及び特別養護老人ホームの入所者の数の合計数)が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に1を加えた数以上であること。※機能訓練指導員を兼務する場合は、機能訓練指導員としての勤務時間を除く。			☐	☐	☒
			(4) 事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。			☐	☐	☒
			(5) 定員利用・人員基準に適合している事業所であること。			☐	☐	☒
		看護体制加算 (Ⅲ)イ ※いずれにも適合すること	(6) 利用定員が29人以下であること。			☐	☐	☒
			(7) 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が70/100以上であること。			☐	☐	☒
			(8) (1) 及び (2) に該当するものであること。			☐	☐	☒
		看護体制加算 (Ⅲ)ロ ※いずれにも適合すること	(9) 利用定員が30人以上50人以下であること。			☐	☐	☒
			(7) 及び (8) に該当するものであること。			☐	☐	☒
		看護体制加算 (Ⅳ)イ ※いずれにも適合すること	(3) から (5) まで並びに (6) 及び (7) に該当するものであること。			☐	☐	☒
		看護体制加算 (Ⅳ)ロ ※いずれにも適合すること	(3) から (5) まで、(7) 及び (9) に該当するものであること。			☐	☐	☒
			別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態(※)にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき58単位を加算していますか。 ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19 別表8 イ注12		☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		64 医療連携強化加算	※＜次のいずれかに該当する状態＞ ①喀痰吸引を実施している状態 ②呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ③中心静脈注射を実施している状態 ④人工腎臓を実施している状態 ⑤重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑥人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ⑦経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ⑧褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨気管切開が行われている状態						
			看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定していること。				☐	☐	☒
			利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。				☐	☐	☒
			主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。				☐	☐	☒
			急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。				☐	☐	☒
		65 看取り連携体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として、1日につき64単位を加算する。	平12厚告19 別表8 イ注13			☐	☐	☒
		65 厚生労働大臣が定める基準	(1) 次のいずれかに適合すること。 ①看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していること。 ②看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定しており、かつ、当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所、指定訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡体制を確保していること。				☐	☐	☒
			(2) 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。				☐	☐	☒
		厚生労働大臣に定める基準に適合する利用者	(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること。 (2) 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。				☐	☐	☒
		※次のいずれにも適合すること					☐	☐	☒
		夜勤職員配置加算	平成12年厚生省告示第29号の一のハ（※）を満たすものとして都道府県知事に届け出た事業所については、施設基準に掲げる区分に従い、1日つき次に掲げる単位数を加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、共生型サービスを算定している場合は、算定しない。 (1) 夜勤職員配置加算（Ⅰ） 13単位 (2) 夜勤職員配置加算（Ⅱ） 18単位 (3) 夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15単位 (4) 夜勤職員配置加算（Ⅳ） 20単位	平12厚告19 別表8 イ注14	・職員勤務表		☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		66	① 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合、ユニット型以外においては（Ⅰ）又は（Ⅲ）を、ユニット型においては（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定する。 ② ただし、次のa又はbに掲げる場合は、当該a又はbに定める数以上である場合に算定する。 a 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、最低基準の数に十分の九を加えた数 ⅰ 見守り機器を、当該事業所の利用者の数の十分の一以上の数設置していること。 ⅱ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、3月に1回以上必要な検討等が行われていること。 b 次に掲げる要件のいずれにも適合している場合、最低基準の数に十分の六を加えた数（併設型の場合は十分の八を加えた数） ⅰ 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を当該短期入所生活介護事業所の利用者の数以上設置していること。 ⅱ 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が図られていること。 ⅲ 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。 1) 夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする利用者への訪問及び当該利用者に対する適切なケア等による利用者の安全及びケアの質の確保 2) 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 3) 見守り機器等の定期的な点検 4) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修			☒	☐	☐
			※夜勤職員配置加算（Ⅰ）及び夜勤職員配置加算（Ⅱ） ③ ①及び②に該当していること。 ④ 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を一人以上配置していること。 a 介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者（bにおいて「特定登録者」という。）及び同条第九項に規定する新特定登録者（cにおいて「新特定登録者」という。）を除く。）であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者 b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第五項に規定する特定登録証の交付を受けている者 c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第十一項において準用する同条第五項に規定する新特定登録証の交付を受けている者 d 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第十条第一項に規定する認定特定行為業務従事者 ⑤ ④a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項に規定する登録をいう。）を、④dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項に規定する特定行為業務をいう。）の登録（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十七条第一項に規定する登録をいう。）を受けていること。			☐	☐	☒
			※夜勤職員配置加算（Ⅲ）及び夜勤職員配置加算（Ⅳ）			☐	☐	☒
		67	認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 イ注15	・短期入所生活介護計画 ・居宅サービス計画	☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
							適	不適	該当なし
		68	若年性認知症利用者受入加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、1日につき120単位を加算していますか。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 ※受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。	平12厚告19 別表8 イ注16		☐	☐	☒
		69	送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 イ注17	・送迎記録	☒	☐	☐
		70	従来型個室利用者が多床室で算定する場合	従来型個室利用者が次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型短期入所生活介護費（Ⅱ））を算定していますか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	平12厚告19 別表8 イ注18	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
		71	緊急短期入所受入加算	別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度として、1日につき90単位を加算していますか。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。	平12厚告19 別表8 イ注19		☐	☐	☒
		【厚生労働大臣が定める者】 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者					☐	☐	☒
		72	連続した利用	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、短期入所生活介護費を算定していませんか。	平12厚告19 別表8 イ注21	・短期入所生活介護計画 ・サービス提供票・別表	☒	☐	☐
		73	連続した利用における減算	別に厚生労働大臣が定める利用者（※）に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を減算していますか。 ただし、注23（長期利用の適正化）を算定している場合は、算定しない。 ※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者	平12厚告19 別表8 イ注22		☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		74 長期利用の適正化	別に厚生労働大臣が定める利用者（※）に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、注1の規定にかかわらず、次に掲げる所定単位数を算定する。 (1) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 要介護1 589単位 要介護2 659単位 要介護3 732単位 要介護4 802単位 要介護5 871単位 (2) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定すべき指定短期入所生活介護を行った場合 要介護1 573単位 要介護2 642単位 要介護3 715単位 要介護4 785単位 要介護5 854単位 ※連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者であって、指定短期入所生活介護を受けているもの。	平12厚告19 別表8 イ注23		☒	☐	☐
		口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 ハ		☐	☐	☒
		75	(1) 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 (2) 次のいずれにも該当しないこと。 ① 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 ② 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ③ 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。			☐	☐	☒
		※基準告示三十四の六				☐	☐	☒
		療養食加算	①から③のいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※）を提供したときは、1日につき3回を限度として8単位を加算していますか。	平12厚告19 別表8 ニ	・食事せん ・食事提供に関する記録	☐	☐	☒
		76	①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。			☐	☐	☒
			②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。			☐	☐	☒
			③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。					
		77 在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ加算していますか。 ①看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る） 421単位 ②看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る） 417単位 ③看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合 413単位 ④看護体制加算を算定していない場合 425単位	平12厚告19 別表8 ホ	・居宅サービス計画 ・訪問看護事業所との契約 ・短期入所生活介護計画	☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。） （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位	平12厚告19 別表8 ヘ		☐	☐	☒
		※厚生労働大臣が定める基準						
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が1/2以上であること。 （2）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（③）を、事業所又は施設における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 （3）当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。			☐	☐	☒
		※次に掲げる基準のいずれにも適合すること。				☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1）から（3）の基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			☐	☐	☒
		78						
		※厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者						
		①「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。						

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」を提出しなければならない。 ③「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ④「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ⑤「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 ⑥併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。					
		生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平12厚告19 別表8 ト		☐	☐	☒
79		生産性向上推進体制加算(Ⅰ) ※いずれにも適合すること	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 (2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ※いずれにも適合すること	(1) (Ⅰ)の(1)に適合すること。 (2) 介護機器を活用していること。 (3) 事業年度ごとに(2)及び(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1日につき次の単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 (1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6単位	平12厚告19 別表8 チ	・職員に関する記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ・職員勤務表 ・職員履歴書	☒	☐	☐
	80	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ※いずれにも適合すること	① 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 (二) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。 ② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) ※いずれにも適合すること	③ 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 ④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) ※いずれにも適合すること	⑤ 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定短期入所生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ⑥ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐
	81	介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、次の掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の90に相当する単位数	平12厚告19 別表8 リ	・介護職員処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 ・任用等の要件を定めている等の資料 キャリアパスに関する資料として ・資質向上の研修の実施状況が分かる資料(研修計画書、研修記録) ・その他賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等	☒	☐	☐
			(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。			☒	☐	☐
						☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果					
						適	不適	該当なし			
賃金改善等の要件		(二) 当該指定短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。	☒	☐	☐						
		(2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。	☒	☐	☐						
		(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。	☒	☐	☐						
		(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。	☒	☐	☐						
		(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。	☒	☐	☐						
		(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	☒	☐	☐						
		(7) キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐						
		(7) キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐						
		(7) キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。	☒	☐	☐						
		(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善を除く。）及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。	☒	☐	☐						
	(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。	☒	☐	☐							
	(10) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。	☐	☐	☒							
	(一) 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。	☐	☐	☒							
	(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が、特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所である場合にあっては併設本体施設が、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ていること。	☐	☐	☒							
加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）											
		①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアパス要件Ⅰ	④キャリアパス要件Ⅱ	⑤キャリアパス要件Ⅲ	⑥キャリアパス要件Ⅳ	⑦キャリアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
		処遇加算Ⅳの1/2以上の月額	旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額	任用要件・賃金体系の整備	研修の実施等	昇給の仕組みの整備	改善後の賃金要件（440万円）	介護福祉士等の配置	区分ごとに1以上の取組（生産性）	区分ごとに2以上の取組（生産性）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容）

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項				根拠条文		確認書類等			点検結果	
			賃金改善	額賃金改善	備等		備等	一人以上)	直要件	向上は2以上)	向上は3以上)	適合内容の 具体的記載)	適 不適
			介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	-	○	○	
			介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	-	-	○	○	
			介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	-	-	○	-	-	
			介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	-	-	○	-	-	
注 (○) は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件													

VI-2 介護給付費関係（介護予防）

82	基本的事項	指定介護予防短期入所生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平18厚労告127 一	・介護予防短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐
		ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。					
		指定介護予防短期入所生活介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚労告127 二		☒	☐	☐
83	介護予防短期入所生活介護費 【単独型】	1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚労告127 三	・介護予防短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐
		厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の八のイの（1）を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平18厚労告127 別表の6 イ注1・2		☐	☐	☒
		夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。			☐	☐	☒
84	介護予防短期入所生活介護費 【併設型】	利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が人員基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定していますか。		・介護予防短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☐	☐	☒
		厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号（厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準）の八のロの（1）を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、指定短期介護予防入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分（従来型個室、多床室）に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注1・2		☒	☐	☐
		夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定していますか。			☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		85 介護予防短期入所生活介護費 【共生型居宅サービス】	併設型の介護予防短期入所生活介護費について、共生型介護予防サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型介護予防短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定していますか。 項番1, 4, 7～49が該当	平18厚労告127 別表6 イ注6	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☐	☐	☒	
		身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準（※）を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注3	・介護日誌 ・利用者に関する記録 ・身体拘束に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書	☐	☐	☒	
		(※) 指定居宅サービス等基準第136条第2項及び第3項に規定する基準							
		86 第136条第2項	身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			☐	☐	☒	
		第136条第3項	身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること			☐	☐	☒	
		87 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【以下の項目を遵守できていない場合には要減算】 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者へ周知徹底 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期的な実施 ・上記3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置	平18厚労告127 別表6 イ注4	・虐待のための対策を検討する委員会議事録 ・虐待の防止のための指針 ・研修の記録	☐	☐	☒	
		88 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 【いずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合には要減算】 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	平18厚労告127 別表6 イ注5	・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画	☐	☐	☒	
		89 生活相談員配置等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において「介護予防短期入所生活介護費（共生型サービス）」を算定している場合は、1日につき13単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注7	・短期入所生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票、別表	☐	☐	☒	
		※別に厚生労働大臣が定める基準							
		イ 生活相談員を1名以上配置していること。					☐	☐	☒
		ロ 地域に貢献する活動する活動を行っていること。					☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、 (1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算していますか。 (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位	平18厚労告127 別表6 イ注8	・短期入所生活介護計画 ・興味、関心チェックシート ・個別機能訓練計画書 ・居宅訪問チェックシート	☐	☐	☒
90		生活機能向上連携加算(I)	①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という。)の助言に基づき、当該指定介護予防短期入所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	②個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。			☐	☐	☒
			③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
		生活機能向上連携加算(II)	④指定介護予防訪問リハビリテーション事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	⑤個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。			☐	☐	☒
			⑥①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
91		機能訓練指導員加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所については、1日につき12単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注9	・サービス提供票 ・居宅サービス計画書 ・届出書	☐	☐	☒
92		個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、1日につき56単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注10		☐	☐	☒
			専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ※機能訓練指導員加算の常勤専従の機能訓練指導員との兼務はないこと。			☐	☐	☒
		機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。				☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
			個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。			☐	☐	☒
			機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。			☐	☐	☒
		93	認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対しサービス提供を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注11	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
		94	若年性認知症利用者受入加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合には、1日につき120単位を加算していますか。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 ※受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要支援者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。	平18厚労告127 別表6 イ注12		☐	☐	☒
		95	送迎加算 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 イ注13	・送迎記録	☒	☐	☐
		96	従来型個室利用者が多床室で算定する場合 従来型個室利用者が次のいずれかに該当する者に対して、多床室の報酬（単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ））を算定していますか。 イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 ロ 居室の面積が10.65㎡以下の従来型個室を利用する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者	平18厚労告127 別表6 イ注14	・利用者に関する記録	☐	☐	☒
		97	連続した利用 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所生活介護を受けている場合は、30日を超える日以降に受けたサービスについては、介護予防短期入所生活介護費を算定していませんか。	平18厚労告127 別表6 イ注16	・短期入所生活介護計画 ・サービス提供票、別表	☒	☐	☐

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		98 長期利用の適正化	別に厚生労働大臣が定める利用者（※）に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、注1の規定にかかわらず、次に掲げる所定単位数を算定する。 （1）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ）を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 要支援1 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 要支援2 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 （2）単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）又は併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ）を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護を行った場合 要支援1 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の要介護1の所定単位数の100分の75に相当する単位数 要支援2 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）の要介護1の所定単位数の100分の93に相当する単位数 ※連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している利用者であって、指定介護予防短期入所生活介護を受けているもの。	平18厚労告127 別表6 イ注17		☒	☐	☐
		口腔連携強化加算	厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算していますか。	平18厚労告127 別表6 ハ		☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		99	(1) 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 (2) 次のいずれにも該当しないこと。 ① 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 ② 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ③ 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。			☐	☐	☒
		※基準告示百十五の二				☐	☐	☒
		療養食加算	①から③のいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て、当該基準による食事の提供を行う事業所が、厚生労働大臣が定める療養食（※）を提供したときは、1日につき3回を限度として8単位を加算していますか。	平18厚労告127別表6二	・食事せん ・食事提供に関する記録	☐	☐	☒
		100	①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。			☐	☐	☒
			②利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。			☐	☐	☒
			③食事の提供が、定員利用・人員基準に適合している事業所において行われていること。			☐	☐	☒
			※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食。					
		認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定指定介護予防短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者（※）に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき加算していますか。（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）	平12厚告19別表6ホ		☐	☐	☒
			（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位					
		※厚生労働大臣が定める基準						
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1）事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」）の占める割合が1/2以上であること。			☐	☐	☒
		※次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	（2）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（③）を、事業所又は施設における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。			☐	☐	☒
			（3）当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。			☐	☐	☒
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1）から（3）の基準のいずれにも適合すること。			☐	☐	☒
		※次に掲げる基準のいずれにも適合すること。	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。			☐	☐	☒
			当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			☐	☐	☒
		101						

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果			
						適	不適	該当なし	
		※厚生労働大臣が定める者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者							
		①「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。							
		② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」を提出しなければならない。							
		③「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画課長通知）に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。							
		④「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。							
		⑤「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。							
		⑥併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について 併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。							
		生産性向上推進体制加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護を行った場合は、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平12厚告19 別表6 へ			☐	☐	☒
102		生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ① 介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ③ 介護機器の定期的な点検 ④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修				☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	(2) (1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 (3) 介護機器を複数種類活用していること。 (4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 (5) 事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。				☐	☐	☒

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1) (Ⅰ)の(1)に適合すること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	(2) 介護機器を活用していること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	(3) 事業年度ごとに(2)及び(Ⅰ)の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定介護予防短期入所生活介護事業所が利用者に対しサービス提供を行った場合は、1日につき次の単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していませんか。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	平18厚労告127別表6ト	・職員に関する記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ・職員勤務表 ・職員履歴書	☒	☐	☐
	103	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	①次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	③指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。			☐	☐	☒
		※いずれにも適合すること	④定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☐	☐	☒
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	⑤次のいずれかに適合すること。 (一) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (二) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (三) 指定介護予防短期入所生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。			☒	☐	☐
		※いずれにも適合すること	⑥定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。			☒	☐	☐
	104	介護職員等処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所生活介護を行った場合には、次の掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。) (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の90に相当する単位数	平18厚労告127別表6チ	・介護職員処遇改善計画書 ・賃金台帳、給与明細書 ・実績報告書 ・研修計画書、研修記録 ・介護給付費明細書・請求書 ・労働保険料の納付 ・職員への周知の記録 ・任用等の要件を定めている等の資料 キャリアパスに関する資料として ・資質向上の研修の実施状況が分かる資料(研修計画書、研修記録) ・その他賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等等	☒	☐	☐

質	体制	点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
						適	不適	該当なし
		賃金改善等の要件	(1)介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			☒	☐	☐
			（一）当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。			☐	☐	☒
			（二）当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。			☒	☐	☐
			(2)当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。			☒	☐	☐
			(3)介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。			☒	☐	☐
			(4)当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。			☒	☐	☐
			(5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。			☒	☐	☐
			(6)労働保険料の納付が適正に行われていること。			☒	☐	☐
			(7) キャリアパス要件Ⅰ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 c a及びbの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			☒	☐	☐
			(7) キャリアパス要件Ⅱ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び研修機会の提供、技術指導等の実施又は資格取得のための支援に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保すること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。			☒	☐	☐
			(7) キャリアパス要件Ⅲ 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。			☒	☐	☐
			(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善を除く。)及び介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。			☒	☐	☐
			(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。			☒	☐	☐
			(10)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 （一）介護予防短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。 （二）当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が、特別養護老人ホームである場合にあっては当該特別養護老人ホームが、併設事業所である場合にあっては併設本体施設が、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ていること。			☐	☐	☒

質 ●	体制 ●	点検項目	確認事項		根拠条文		確認書類等		点検結果			
									適	不適	該当なし	
加算Ⅰ～Ⅳの算定要件（賃金改善以外の要件）												
			①月額賃金改善要件Ⅰ	②月額賃金改善要件Ⅱ	③キャリアアパス要件Ⅰ	④キャリアアパス要件Ⅱ	⑤キャリアアパス要件Ⅲ	⑥キャリアアパス要件Ⅳ	⑦キャリアアパス要件Ⅴ	⑧職場環境等要件		
			処遇加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容内容の具体的記載）
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	○	(○)	○	○	○	○	○	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅱ	○	(○)	○	○	○	○	-	-	○	○
		介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	(○)	○	○	○	-	-	○	-	-
		介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	(○)	○	○	-	-	-	○	-	-
注（○）は令和7年3月時点で処遇加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ満たす必要がある要件												